

あきる野市教育委員会 8 月定例会会議録

- 1 開催日 平成29年8月28日(月)
- 2 開催時刻 午後2時00分
- 3 終了時刻 午後4時04分
- 4 場所 あきる野市役所 5階 505会議室
- 5 日程
- 日程第1 議案第16号 平成29年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(平成28年度分)報告書について
- 日程第2 議案第17号 平成30年度使用教科用図書(特別支援学級教科書)の採択について
- 日程第3 報告事項(1) あきる野市社会教育委員の会議の運営等に関する要領について
- 日程第4 教育長及び教育委員報告
- 6 出席委員
- |          |         |
|----------|---------|
| 教 育 長    | 私 市 豊   |
| 教育長職務代理者 | 田野倉 美 保 |
| 委 員      | 丹 治 充   |
| 委 員      | 宮 田 正 彦 |
- 7 欠席委員
- |     |         |
|-----|---------|
| 委 員 | 小 西 フミ子 |
|-----|---------|
- 8 事務局出席者
- |          |         |
|----------|---------|
| 教 育 部 長  | 小 林 賢 司 |
| 指導担当部長   | 鈴 木 裕 行 |
| 生涯学習担当部長 | 佐 藤 幸 広 |
| 教育総務課長   | 宮 田 健一郎 |
| 教育施設担当課長 | 岩 崎 徹   |
| 学校給食課長   | 宮 崎 勝 央 |
| 指導担当課長   | 間 嶋 健   |
| 生涯学習推進課長 | 松 島 満   |

スポーツ推進課長

吉岡賢

図書館長

山根悟

指導主事

雑賀亜希

9 事務局欠席者

指導主事

若泉寿人

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（私市 豊君）

それでは、皆さん、こんにちは。きょうもまた残暑が厳しいのですが、夏休みも間もなく終了いたします。市内の小中学校では、本日から増戸中が、明日には多西小学校、草花小学校、東中、御堂中、五日市中で、30日には増戸小で2学期が始まることとなります。2学期、各学校では行事も盛りだくさんでございます。よいスタートを切って充実した2学期にさせていただくことを期待いたします。

それでは、ただいまからあきる野市教育委員会8月定例会を開催いたします。

本日は、小西委員が欠席しております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日、傍聴の希望がありますので、許可したいと思います。

事務局につきましては、若泉指導主事が欠席しております。また、雑賀指導主事につきましては、事務処理のため若干おくれております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、議事録署名委員の指名については、田野倉委員と宮田委員を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第1 議案第16号平成29年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成28年度分）報告書についてを上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育部長。

教育部長（小林賢司君）

それでは、議案第16号平成29年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成28年度分）報告書について説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づくあきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、あきる野市教育委員会事務局点検及び評価実施要綱の規定に基づき、平成28年度分の事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行い、別紙のとおり報告書を作成したもので、委員会の承認を求めるものでございます。

報告書案の作成に当たりましては、各課におきまして個々の施策及び事務事業の取り組み状況の成果について取りまとめを行い、この取り組み状況を踏まえて部課長と事務局によりまして基本施策について課題等を検討した上で、施策の評価を行いました。そして、これらの評価に対しまして、7月31日には点検評価有識者であります三浦氏、中村両氏によりましてヒアリングを実施し、そこでいただいたご意見、ご指摘を踏まえまして報告書案を作成してございます。

評価内容等につきましては、教育総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（宮田健一郎君）

それでは、平成28年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の概要につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

教育部長からもお話ありましたが、この点検評価につきましては、平成26年3月に策定いたしましたあきる野市教育基本計画2次計画に基づく3回目の点検評価になります。また、平成28年度につきましては、平成26年度から平成32年度までの7年間にわたる第2次計画における前期実施計画の最終年度となることから、中間期として後期実施計画につなげる節目の年となっております。今回の点検評価におきまして抽出した成果、課題、取り組みの方向性につきましては、平成29年度からの後期実施計画の中でしっかり反映し、2次計画で示す目標の達成に向けて取り組みを進めていくことになっております。

それでは、点検評価の実施方法ですけれども、初めに平成28年度に実施いたしました事務事業につきまして、担当課、係において点検と評価を行っております。具体的には、各事務事業の当該年度の取り組み状況を確認するとともに、計画と照らし合わせ、その状況や結果に対してAからEの5段階評価を行っております。また、取り組み状況や評価結果から課題を抽出するとともに、今後の方向性についてIからIVの4段階評価を行っております。

次に、この事務事業の点検評価を踏まえまして、課長級職員が所管する基本施策について、3年間の目標、中期ビジョンと基本施策の進捗状況とを照らし合わせ、事務事業の平均値をもとにAからDの4段階で評価をするとともに、評価内容、課題及び方向性について具体的に示しておるところでございます。最後に、全体を通して各部長が確認を行い、報告書案を作成いたしました。その後、ここまでの点検評価につきまして、7月31日に有識者ヒアリングを行い、有識者から意見をいただいております。

有識者の方からいただきました意見で、全体にかかわるところで修正を加えた点につきまして、1点ご報告をさせていただきたいと思っております。修正箇所ですけれども、各事務事業の点検評価の取り組み状況の部分となります。左上、評価欄の部分となります。平成28年度取り組み内容（目標）の表記となります。この表記につきましては、既に修正をしております。

具体的には、この欄には実施計画で示しております各事務事業の単年度目標を記入しておりますけれども、有識者ヒアリングの段階の点検評価報告では、この取り組み内容と表記しており、目標がついておりませんでした。そのため、評価欄下の取り組み状況と重なり、わかりづらいといったご意見をいただきました。このことから、目標と取り組み内容をわかりやすく区分するために、平成28年度の取り組み内容を前期実施計画の表記に合わせて平成28年度の取り組み内容（目標）と修正をしております。このほかにも修正をしておりますが、誤字や文言修正となっております。本日は、修正をしたものをお示しさせていただいております。

また、修正は行ってはおりませんが、今年度新規の中村有識者のほうからは、計画の体系が若干複雑で、市民の立場で見ると少しわかりづらいというところから、住民への公表を考えて、わかりやすい内容、読みやすいレイアウトなど、次期計画を作成する際には配

慮を願いたいといった意見もいただきました。次回の見直しにつきましては3年後の平成32年度となりますので、平成33年度以降の計画を作成する際には、この意見を参考に生かしていきたいと考えております。いずれにいたしましても、ご指摘いただきました事項等につきましては、さらに検討を重ねながら、よりよいものになるようにしていきたいと考えております。

最後になりましたが、この点検評価報告書につきましては、教育委員会でご承認をいただいた後、議会に提出いたしますとともに、市ホームページに掲載する予定でございます。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問、またご意見等がありましたらお願いをいたします。

委員（丹治 充君）

いいですか。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

私は、基本施策1のほうから質問してみたいと思います。まず、いじめの関係を見てきますと、いじめ総合対策に示された取り組みの進捗状況の検証あるいはその評価及びいじめ防止対策を一層推進するための方策について、それらに基づいて報告が行われたために、いじめの認知件数は2学期に一時的に増加したということでもありますけども、これはなぜ増加したのでしょうか。また、その後の学校のご努力で、いじめの認知件数が減少し、3学期はいじめの認知件数が少なくなると同時に、最終的ないじめの認知件数は37件あります。この数字は、いじめの内容によって重いもの、あるいは軽いもの、件数としては等しいわけでもありますけども、内容としてはどのようないじめが挙げられるのでしょうか。また、この認知件数としては多いのか、あるいは少ないのか、一概に多い、少ないということを論じるわけにはいかないとは思いますが、小中学生の在籍数に対しての、いわゆる発生率とでもいいますか、そういう点で本市の場合は東京都あるいは26市あたりと比較することはできると思いますので、その辺はいかがでしょうか。

続いて、不登校について、この施策1のところに関連して不登校についてもお伺いしたいと思いますが、28年度の不登校生徒数は前年度よりも5人増加して61名とありますけれども、これは原因として考えられることはどのようなことだったのか。例えば家庭状況だとか友人あるいは担任との関係、あるいは疾病によるものであったり怠学傾向であったり、原因も非常に複合的で、これといった原因もはっきりしない中で、手探りによる指導の取り組みが今現在各学校でも行われていると思います。そうした中で、平成29年度は在籍25人の中で4名の児童生徒の学校復帰がなされたとありますけども、これらの点で各学校の担任の先生あるいは指導室のほうの管轄であります適応指導教室の先生方のご努力を十分に感じることができました。こういう点では、本当にご苦労さまでしたというようなことで、ねぎらいの言葉もかけたいような心境です。以上ですけども、よろしくお

願います。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

まずは、増加の原因でございます。37件につきましては、東京都の最終答申でいじめ総合対策に示された取り組みの進捗状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について示されまして、こちらにいじめの認知の定義として、法に基づいたいじめの定義ということも示されました。具体的な事例で申し上げますと授業の中でAちゃんが発言をしない。黙って発言がされないとします。その子に対して、ある子供がAちゃんに、「もっと自分の気持ちをはっきり言いなよ。」とか「意見いいなよ。」などと、強く発言を促したとします。そのことに対してAちゃんが後で先生や家に帰って「あのとき私は嫌な思いをした。」という一言を言ったとします。それを保護者から学校へ申請がされる。もしくは先生に直接伝えたとする、それについてはいじめと認知すると、たとえAちゃんに発言を促した子が優しさ持って、その子に対して温かい気持ちを持って言ったとしても、相手に嫌な思いをさせた、嫌だったということ、不快にさせたとしたら認知するということになりました。これまではそういったことについては、優しさということを理解させることで、いじめとしてはカウントしなかった部分があったのですが、やはり法的にそう思った、感じた側の立場に立って認知するということから、そのようなカウントをすることになりました。

そこで、そういったところでその子が申請しなければ認知になりませんので、その子の特性を理解したうえで、教員が「今の発言は優しさからの発言だよ。」といったことを理解させることで、本人が嫌な思いをして持ち帰らない。その場で解消できるような対応を心がけるようになったために、こういった認知が減ってきたと考えているところでございます。このいじめの認知の数の多少ですが、本市としては、昨年度までは10件ということで、どんどん減ってきておりましたが、この36件については、手持ちの数字がなく、今何位かというのはわかりかねますが、多くはないと感じております。これは、3学期にぐっと件数が減ったことから感じているものであります。正式な数字については、お時間いただければと思っております。

それから、不登校の件でございます。原因ですが、今までの怠学傾向等ということもあるのですけれども、特別支援的な要素があるお子さんがいまして、そういったお子さんが人間関係で苦勞をして、なかなか学校へ戻れないということがあったりしますので、そういったことから、せせらぎ教室において温かい人間関係の中で指導していただいたり、そこから教育相談所と連携、秋川教育相談所も非常に近いところにあるということで、そういった連携の中にかかわっていていることから、そのような原因がありながらも復帰したり、または高校進学するに当たっては、多くのお子さんが自分の進学先を見つけて、もう一度学び直そうという姿勢になっていったのかと考えています。こちらのほうは、不登校の割合としては数字がございまして、都は昨年度までが約3.33、本市は2.00ですから、発生率は少ないと考えております。

以上でございます。

委員（丹治 充君）

ありがとうございました。

指導担当課長（間嶋 健）

失礼いたしました。もう一点、いじめの内容ですが、先ほどお話しいたしましたように、おおよそが2学期にぐっと上がったもののほとんどが重い案件ではありません。「ひやかし」や「からかい」などといったものでした。何件かは体に害を与えるというか、たたく、からかいの中にそういったものも数件ありましたが、それについては学校の早急な対応により適切な指導をし、その子供たちで終わらすことなく、加害者の保護者にも指導の様子を伝えていきます。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

いじめの件数については、後ほど、26市比較や東京都の中でのデータを示せるということによろしいですか。

指導担当課長（間嶋 健）

27年度のもの確認をさせていただければと思います。

教育長（私市 豊君）

では、データの確認をお願いします。

指導担当課長（間嶋 健）

はい。

教育長（私市 豊君）

ほかに。

田野倉教育長職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

関連して、基本施策の1のいじめ不登校ゼロへの挑戦について幾つかお聞きしたいことがあります。丹治先生もおっしゃられたように、いじめをどう捉えるかによって件数が変わってくると思います。間嶋課長から説明いただきましたけれども、それにしても件数が増加しているということは、これだけ市を挙げていじめ防止に取り組んでいる側に立ってみれば、ちょっと残念な結果であったのかなと感じています。4点ほどお聞きしたいことがあります。

最初は、SNSがかなり普及してきたということで、表にあらわれないいじめというのが、今後ふえていくことが予想されます。昨年度「いじめをなくそう」子ども会議において、子供たち自身がSNSあきる野ルールを策定して、それをしっかり学校で伝えていこうというところで終わったと思うのですが、その後、それがどのように各学校で活用されているのか、そのフォローアップみたいなものはどういった形でなされているのかをお聞きしたいというのがまず1点です。

次に、各学校で学校いじめ防止基本方針を改定して、ホームページ上にアップしたという表記がありましたが、アップをしてそれをどのような形で保護者に伝えるとか、詳しい保護者への周知方法ですとか、そういったものがもしおわかりになれば教えていただきたいのが2点目。学校だけでなく、いじめというのは学校と保護者と地域と一丸になって取

り組んでいくべきものと思います。もう少し家庭との連携というものを探っていったほうがいいかなと思いますので、質問させていただきます。

3つ目が不登校対策についてです。各関係諸機関がいろいろと連携をして、かなりきめ細やかな対応をしていただいているのには、非常に感謝しております。その中で、教育相談所の電話相談件数は48件減の155件、それに対して通所相談件数が143件増の1,536件という表記があります。この1,536件というのはすごく膨大な数の相談件数だと思うのですが、件数が大きい要因としては、丁寧な対応をしているために、信頼関係が結ばれるので増えていると書かれています。これだけの相談件数に対して人員的なものですとか時間的なものですとか、そういったものがきちんと対応できているのかが少し気がかりなところであります。

最後に、もう一点なのですが、基本施策のところの3年間の目標ということで、かなり数値的目標が掲げられています、最初になるのですけれども、11ページのところです。スクールカウンセラーの活用率50%、いじめ不登校件数10%減、適応指導教室に在籍している児童生徒の年度末学校復帰率50%という、この数値に対して実際にどうだったのかというところが私には確認できなかったもので、その辺を教えていただけるとありがたいです。一応Bということなので、目標を達成できたということにはなるのかと思うのですが、もう少し詳しく教えていただければと思います。

以上です。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

SNSにつきましては、平成28年度あきる野市「いじめをなくそう」子ども会議で策定した「SNSあきる野ルール」を、そのまま全校に掲示して活用していただくとともに、各学校ですらにいじめに特化するわけではなく、SNSの使い方そのものということで、健康にも問題があるし、それから学習にも影響を与えるといったところで、各学校でもそれをもとに、さらに東京都との連携も含めてつくっていただいて掲示もしていただいています。本市としては、そのままこれを大事に活用してほしいということで掲示は改めてお願いしておりますし、電子データで送っているので、その辺のところはさらに活用はしていただきたいと思って続けているところです。ただ、29年度になりましたので、この辺の活用方法につきましては、検討していきたいと思っています。

それから、基本方針にアップし、周知の方法等につきましては家庭との連携ということでございますけども、学校だより等で学校からは発信はしていただいています。しかし、それだけでは十分ではないということで、先日の7月の学校いじめ問題対策連絡協議会でも、今後の啓発方法と、どのように家庭と連携していく必要があるのかというところでご意見をいただいたところがございます。今後は、そのいただいた意見などを参考に、学校と家庭のいじめに対する考えについて協議していく機会として、道徳授業地区公開講座などを活用しながら工夫していただければなと思います。

それから、不登校対策の通所相談に対する対応の件ですが、これにつきましては、予算や人がいれば丁寧な対応というのはできると考えています。本市としては、これからスク

ールソーシャルワーカーとかかわって、全てが相談所ではなく、それから都のスクールカウンセラー、そういったところともっと連携を図る連絡協議会などを上手に使う、分担をしていくことで、相談所の役割を明確にしていくことができればと思っているところでございます。ただ、もちろん、今後、相談所の役割というのを考える必要が生じましたら検討は必要なものであると考えております。

それから、もう一点が50%、50%、10%という、この数値の達成割合でございます。まず、いじめのスクールカウンセラーの活用率でございますが、先ほどのように最終答申で示されました軽微ないじめ等につきましては、これはスクールカウンセラーをかかわらせる必要がないということだと思います。ただ、やはり必要なもの、重要なものについては、いじめ対策委員会等が校内にありまして、その中でスクールカウンセラーに情報が伝わらないということはないですし、逆にそういったところで必ず校内委員会が入っているので、意見をいただいていくような形になっております。軽微なものは、もう校内、担任での指導で全て終わっている内容でございます。

次に、適応指導教室に在籍する児童の復帰率につきましては、パーセントを入れさせていただきましたが、在籍児童の多くが中3だったため、ほとんどが進学をすることができました。そして、4人のお子さんが復帰をしたので復帰率50%を達成することができました。また、今年度のスタートは在籍数8人から始まっています。このように大きく減っていることもあり達成していると考えております。

いじめ不登校件数10%減というところでございますが、これはこの計画を立てた平成25年度のときが79名からのスタートでございますので、そこから26年度14人、27年度10人というふうに大幅に減らしてはきているところです。しかし、認知のジャッジが今回ぐっと厳しくなりました。件数で言ってしまうと、この数字的には上がっているという部分もありますが、そこは認定の考え方の変更があったというところで、そこをある程度鑑みてのAとはいかず、Bというふうに解釈させていただきましたところでございます。

以上です。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

はい、ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますか。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

私も、いじめ不登校ゼロへの挑戦で少しお尋ねしたいことがあります。いじめについて最初に対応する方は、担任の教員になると思うのですがけれども、その教員の対応によっては、その場で終わる場合もあるし、あるいは一旦終わったが、また出てくるような場合もある。あるいは、それが不完全に終わってしまって、継続して出てくるような場合もあると思います。教員の方々は、特別支援や不登校に関する内容の研修等を随時受講されてい

て、そのため、いじめの件数も徐々に少なくなっているのではないかと思います。その他にも、いじめへの対応は、教員年数が長い方が対応する、担任が一人ではなく、他の教員と複数で対応するなどといった取り組みを行っているのではないかと思います。中学校ですと、いじめがあったときの聞き取りなども複数で対応しているような話をききますので、そういうことをやられているのかを少しお聞きしたいのが1つです。

それから、教育相談所については、自分としても大切な場所だと思っています。いろいろな相談があるのではないかと思います。通所相談の件数が多くなっていますけれども、大変良いことだと思っています。それだけ認知がされてきたのか、あるいは、相談するほうは敷居が高いというのですか、少し躊躇してしまうようなところがあると思いますが、その辺が徐々にとれてきたのかなという気がいたします。その辺も大変重要なことだと思っています。これは感想になってしまいました。

それから、いじめには、特に教員の児童への、あるいは生徒への指導が重要だと思うのですが、それ以上に家庭への意識づけが大切だと思っています。しかし、そのことを家庭に伝える機会というのは、小学校はともかく中学校ですと大変少なくなります。そのため、道徳教育の場とか、あるいはいじめをテーマとした講演会などを開催して参加してもらおうことになると思うのですが、参加については任意となりますので、参加者もあまり多くないようで、なかなかそれが周知機会というところまではいかないのではないかと思います。そうしますと、全家庭が学校に来る機会というのは、やはり保護者会とか、あるいは二者面談とかになるわけですし、そのときにそういう機会を設けていただくと良いのではないかと思います。

不登校とかいじめの原因は、加害者自身に原因があるとは思いますが、家庭的な部分での要因も多いのではないかと思います。そういうことを考えますと、例えば軽いいじめというのですか、事が小学校で、あるいは中学校で起きたとしても、保護者に知らせることは大変重要なことなのではないかと考えています。今は、担任の先生とか校長先生の判断で、知らせるかどうかは判断するようになっているようですが、加害者の保護者、被害を受けた者の保護者には伝えるほうが良いかと思います。

低年齢だとしても早いうちに芽は摘むべきであろうから、少し保護者を呼んで、こういうことがありました。こういう不愉快なことがあるのです。あるいは、こういう状況で不登校になっている子がいて、そのためにこういう発言があったということを、やはり親が知るべきだと思うのです。そういう親が指導を自分なりにしたほうが良いのではないかと私は思うのですが、その辺についてはいかがなものでしょうか。

以上です。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

最初に、連携の件でございますけれども、こちらは先ほど申し上げたとおり、校内の中にいじめ対策のいわゆる生活指導と一緒にしている場合もありますけれども、その委員会をつくって組織的、計画的に対応することということになっております。各学校で自分の担任、小学校で起きた場合にはもちろん学級担任で対応いたしますが、そこで終わること

なく、学年主任、それから生活指導主任、そして管理職に報告と、それでそういった実態があるということは組織的に対応するのが基本的な考え方ということで、こちらも指導しておりますし、今学校の中では当たり前になっていっているというふうに考えているところでございます。

それから、家庭への周知は、先ほど申し上げましたけども、これもやはり重要なことだと思っておりますし、いじめがあったときには当然被害者に対して、こういうことがあって、学校指導が至りませんでしたということをお話しますが、それ以外にもやはり加害者のほうにも当然連絡をし、そういった事実があったということの指導はするようにと、昨年度これは指導室からも学校のほうにお話はさせていただいているところでございます。ただ、やはり学校内で起きていることでございますし、そういったことが起きるということは、子どもの自尊感情だとか、その中での自分のいわゆる有用感だとか成長感を感じる機会、これを授業の中でつくっていくことで、そういった他者と比較でなくて自他を大事にするようなお子さんを育てていければ、こういったものはなくなっていくのかなと、いじめというものもなくなっていくのかなというふうに考えているところでございます。そういった意味では、もちろんそういった課題について家庭との連携というところは重要視していきながらも、学校のいわゆる授業を中心とした指導というものについて徹底していくことで、いじめをなくしていきたいと考えております。

以上です。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（宮田正彦君）

ちょっとつけ足しなのですけれども。学校のほうは大変努力されていると思います。不登校といじめに対する対処とか、あるいは教員に対する指導をこうすべきだよというふうにされてはいるとは思うのですけれども、保護者までは、教育委員会や学校が関知というか、かかわることはなかなか難しいのですけれども、中には保護者がまったく知らないという状況もあるわけで、自分の子がいじめているというのを、それはやはりまずいと思うのですよ。学校で指導されても、子供ってなかなか利口だから、学校で怒られたのだけれど、そういう子は話を家庭へ持っていかないので、そうすると親はまったく知らない。知らないでそのまま過ごしてしまう。

そうすると、子どもはそれほど重大なことだと思っていないから、また繰り返すわけです、いろいろなケースで。それはやっぱり当人のためにもよくないし、被害を受けるほうにとっても非常によくないと思うので、やはり軽重問わずにこういうケースがあったのだよというのを、そういう保護者に対して学校側から躊躇せずと言ってほしいというのが私の考えです。感想になるかもしれませんが、ぜひそれがありますので、学校側とすればいろんな保護者の方がいらっしゃるので、なかなか難しいケースだとは思いますが、この辺をうまくやっていただければ、ありがたいかなとは思っています。ぜひ、よろしくお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

今のご意見に補足をしていきたいと思えます。いじめに限らず、さまざまな対応の中で加害、被害の関係があったときには、両方の保護者に伝えるというのが原則でありますので、どの学校もそうしている状況であります。ただ、個別の案件で連絡を行っていないということもあるかもしれません。そのことについては、そのケースごとに学校に確認をして、指導室のほうでも対応していきたいと思えます。

教育長（私市 豊君）

いじめ不登校ゼロへの基本施策関連の質問、ご意見等伺っていますけれども、ほかにもいろいろな基本施策、事業等があります。担当部長、課長がせっかくおりますので、ほかの施策についてもご意見等を伺えればと思えます。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

57ページの図書館のレファレンス事業の充実についてお聞きします。

あきる野市の図書館運営については、近隣の市と比較いたしましても、市民に対する図書館活動が大変充実しているような、そういう印象を受けております。例えばこの57ページの図書館レファレンス事業の充実といたしまして、例えばパスファインダーの手引書の作成です。あるいは、レファレンスサービスによって今後図書館の利用者がさらに増加していくのではないかと、そういうような気がいたします。図書館の資料の作成に、大変な努力をこれからもしていただくことになると思えますけれども、これらについて29年度に向けてホームページにも記載できるような、そういう予定だということも記載されておりますので、29年度に配布と、それからホームページの記載ができる予定ということなのですが、この進捗状況はどのようになっているのか、それがまず1点です。

それから、75ページの地域リーダーの育成についてもお聞きしたいと思えますが、こちらは羽村市と合同で大島・子ども体験塾を開催しておられるわけですがけれども、複数の市でもって、この西多摩の地域の中で人材育成を図っていくという取り組みも非常に少ないのではないかと、思うのです。この共催事業で取り組まれているこの事業が実施されて8年目を迎えているわけですがけれども、具体的にこの8年経過した中で、恐らく地域では、ばりばり活躍できるような人材も出現しているのではないかと、思うのですが、この地域リーダーの育成した後、子供たち、あるいは成人になられて現在どのような形で活動されているのか、その辺が、わかりましたらお教えいただければと思えます。

以上です。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（山根 悟君）

ただいま丹治委員からご質問ございました。図書館事業に対しまして、ご理解をいただきまして誠にありがとうございます。28年度に取り組みました図書館のレファレンス事業の充実の進捗状況ということでございますが、当初は28年度中にホームページにアップできればということだったのでございますが、内容の確認等に少し時間をとられまして、ただいま最終確認を行っている最中でございます。ですので、遅くとも年内にはアップをした

いと考えております。

それから、このレファレンスというのは、図書館を利用させていただく中では根幹をなすものだと思います。これにつきましては、ホームページだけに限らず、嘱託員を含めた職員の研修を東京都の図書館で実施することがございますので、そういったところには積極的に派遣をして、技術を磨いてほしいと努めているところでございます。

図書館については以上でございます。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（松島 満君）

地域リーダーの育成について、ご質問いただきました。今年も35名と35名、両市で70名、それから指導者5名、班につくリーダーが10名、それからスタッフ、事務局が5名、保健師1名ということで、91名の総数で行ってまいりました。毎年このような形で事業を行っておりまして、対象は小学校5年生から中学3年生までとなっています。その中には、何年かしますと、リーダーとなって班の対応をするスタッフとして戻ってくる方や大学生ですとか、社会人になって今回このリーダーから指導者に入っていきような方も出てきております。ですので、そのように地域に戻って、また活躍していただくと、それから、各自治体ですとかいろいろな市内で活躍されているような状況もありますので、各局面で活躍いただければと思っています。そんな形、参加者からリーダーへ、そして指導者へという動きができてきているという状況でございます。

教育長（私市 豊君）

丹治委員、よろしいですか。

委員（丹治 充君）

はい。

教育長（私市 豊君）

ほかに。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

では、まず基本施策5の学力向上対策の強化、25ページぐらいのところになります。市内の学校の先生方は一生懸命授業改善に取り組んでいて、習熟度別少人数指導の充実ですとか、あとは補充学習ですとか、さまざまなやり方で生徒児童に学力をつけさせようと努力をしています。そのかいあって児童生徒の質問紙調査では、各教科7割以上の生徒が「授業がわかる」と回答し、実際に都の学力調査においては下位層の割合が減ってきているということでした。しかし、その目標の50%以下という数字にはまだ届いていないといった表記がありました。このギャップはどういうことなのでしょう。授業がわかっているという生徒は7割以上で、その場では理解したつもりでも実際に家に帰ってみて自分で問題を解いてみるとできないとか、またテストになったときにはうまく解答できないというのは、やはりその場ではわかったつもりでいても、なかなか内容は定着していないのではないかと思います。

ではどうやったら定着するかというと、やはり学習時間を増やして何度も繰り返しやる

ということが大事になってくるのかな、もちろん授業改善が学力向上の一番の基本だとは思いますが、それをやってプラスアルファを求めるには、やはり家庭の協力ですとか家庭学習、自宅学習の充実というものも考えていかないと、なかなか学力向上ということには結びついていかないのかなと思います。各学校いろいろな家庭学習の冊子をつくって、保護者に配布したりなどの努力をなさっているとは思いますが、どうしたらもっと子供たちが学習に対して意欲を持って勉強してくれるのかなという、そのところ、そのような妙案があったら一番良いと思うのですが、その辺のことをもし指導室としてどのような形でやれば、子供たちが学習に対して前向きに取り組んでいくのかということがもしありましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

それと関連して、各学校が始業前の朝の時間を基礎、基本の定着の時間として東京都のベーシックドリルなどを用いた朝学習というものにシフト、ここ2年ぐらいですか、しています。それに伴って、以前おこなわれていた朝読書という時間が減ってきてしまって、読書する時間というのが特に中学生に不足しているかなと感じます。小学校では図書委員が借りた本の数をグラフにしたりして、本を読むということに対して意欲的な児童も多いような気がします。中学生が本を読むのが好きだとか、そういった話を余り聞く機会がありません。先ほどの図書館の課題にも関わってきますが、ヤングアダルト世代、中学生、高校生に向けて本を読む機会をどうしたら増やしていけるのか、図書館のほうでもいろいろと対策としてやってくださっているようですが、なかなか効果的な数値としてはあらわれてこないというような報告書を読みまして、危機感を覚えています。

読書をする時間がない、本を読まないとなると、どうしても語彙力とか自分の思いを相手に伝えるとか、言語能力というものが不足してくると思うのです。書く、読む、話す、聞くという4つの言語能力の中で書く、読むという部分が抜け落ちてしまうと、なかなか論理的な思考とか理論立てて相手に説明するとか、そういった分野がおろそかになってしまおうと思います。教育委員会としてももう少し危機感を持って取り組んでいくべき課題なのかなと感じたので、質問させていただきたいと思います。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

まず、大事なのももちろん家庭学習、反復練習というのものもあるかもしれませんが、やはり授業をわかったときの達成感を、ここまで成長したという成長感につながるような取り組みにしていく必要があると思っております。ですから、できているものを繰り返して家でもやってきなさいでは、やはり本人もやる気はなかなか、できたんだものという話になってしまいますから、授業改善をし、成長感を与え、やりたいということや興味を持たせて余韻を持たせた授業をつくるとか、やっぱり授業改善をしていくことで学力というか、学びたいという、自ら学ぼうという姿勢ですね、また授業の中に主体性をつくるような授業の組み立て、先日いらっしやいましたけども、先日の授業力向上研修会でありましたが、では、やりましょう、はい、次というような教師が運営していくような授業のやり方では、いかに対話的なのか、話し合いの学習を入れても、それは深い学びにはなり得ない。やはり授業改善が第一だと思います。

その中で、家庭への啓発をしていって、そういった取り組みをしていますのでということで、学校の中での取り組みを見せながら、基礎基本も大事ですよということで少しずつ宿題と同時に学校と家庭との連携をどうやって組み立てていくかというのは、今後の研究課題かと思っております。一朝一夕には進まないものですし、全学級、学校でそれが一斉にできればいいと思っております。そのためには、なかなかできないので、そういった研修を組んでいきたいと考えているところでございます。

朝読書は、確かに特別な学習の中、個別の学習ですか、習熟学習をする中で減ってきましたが、学校によっては朝学習をしているので、読書はお昼の時間、昼ご飯を食べて昼休みをとってから読書の時間をして、落ちついた気持ちで5時間目の授業をやると、少し時間が短か目ですが、朝に比べて。それをやっている学校もありますので、そういった工夫は考えられるかもしれません。それはやはり学校の考え方もあると思います。また、取り組みとしてはビブリオバトルを図書館でやっておりますが、書評合戦等も1つの新しい取り組みですから、そういったことを今後の学習の中に取り入れることで、本を読むこととこのきっかけにしていくことは大事なかなと思います。

それから、本というと物語のイメージがありますが、いろんな本があるよということを知らせていく、読むということの幅を広げることで子供たちの興味は広がっていきますので、そういったことが学校でできれば、広げれば興味が何か自分につながってくるもの、興味があるものに気づけば、そこから読書の広がりというのは出てくるのかなというふうに思っております。ここは学校の役割というのは、多々あると思うのですが、取り組みについて、これがやれば回答ですというものはないものですから、今後、学校と一緒に、各学校の校長先生のお考えに基づいて、こちら支援していきたいと考えます。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（山根 悟君）

図書館の本の取り組みということでございます。やはり読書を習慣化するというようなところでは、確かに本を読まなくなってしまう中学生、高校生、顕著にふえているかなというところはあるのですが、その中で、まず本を読むことを習慣化させたいなというのを図書館では考えております。そのような中で、今回の点検評価の報告書ですと24ページのところになるのですが、間嶋課長もおっしゃいましたが、ビブリオバトルの実施、あるいは、小学校3年生に読書アルバムというものの配布を平成27年度から順次開始をしております。これはなぜ小学校3年生かかというと、今までは読み聞かせなどで読んでもらって自分で思う、考えるところから、小学校3年生ぐらいになると自分で本を読んで感じてというようなほうへ切りかわっていく年代だそうなのです。そうすると、そこで3年生、4年生ぐらいのときに、うまくそこで自分で本を読むという習慣が身につくと、今後の学校の図書館もそうでしょうし、図書館の利用というようなことにもつながっていき、ご本人の読み解く力、そういったようなものにもつながっていくのかなというふうに考えております。

やはり図書館としますと、一朝一夕になかなか結果が出るものではございませんので、やはり乳幼児期から年代を切らさずに対象とした小さい子はお母様の、親御さんも対象と

したそういった読み聞かせですとか、おはなし会、それからわらべうたの時間など、さまざまな取り組みを行って、まさにこれは続けていくことに意義があると考えています。図書館では、いつもこれやっているよねというようなところで続けていく、そして図書館に行くことも習慣になっていく。その中でいずれ自分自身の本を読む習慣になっていくというようなところを期待するものでございます。これからもいろいろと職員の知恵を出しながら、さまざまな取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

はい。

教育長（私市 豊君）

ほかの質問をお願いします。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

基本施策7の特別支援教育の推進、31ページになります。特別支援学級、支援教室に在籍している児童生徒数が260名、プラス各学校で特別な支援が必要だと考えられる児童生徒数が451名、併せて市内に711名の特別支援が必要だと思われる児童生徒がいます。これは特別支援教育に目が向けられたからこそ、児童生徒の実態をより丁寧に把握し、早い段階から個々のニーズに沿った対応を可能にするので、人数が増えていること自体は、逆にそういった子ども達を早く見つけているという意味では非常に良いことだと思います。また、学校訪問の際、各学校がユニバーサルデザインを意識した教室環境を実践したり、めあての明示や分かりやすい指示などユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業が年々浸透してきているのを感じます。

その中で、個別指導計画の作成活用というのが100%。これは非常に達成率がよかったと思うのですが、その後で個別の教育支援計画、学校生活支援シートの作成率が80%にとどまったというのは、どういった経緯でこの80%台になってしまったのかというのが1点。

もう一つ、幼稚園、保育園から小学校に上がる段階で、就学支援シートが出されているのですが、前年度が93件で、28年度は105件、大幅増にはなっています。しかしこのシートがせっかく送られてきても、なかなかその情報が共有できていない、学校によってはその情報をうまく活用していないのではないかというような話を少し聞いたことがあります。小学校から中学校の連携というのは小中一貫教育が進められているので、すんなりとスムーズにいつていると思うのですが、幼保から小学校というところがもうちょっとスムーズに連携がとれると、もっとうまく活用されていけるかなというのが感想です。その辺もしわかりましたら、教えていただきたいと思います。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

個別指導計画につきましては、その学校のお子さんの様子をもとに学校が作成するもの

でございます。なので、このお子さんに対して非常にこういった指導が必要だということ  
を学校が計画立てられますので、作成が100%ということになります。ただ、こちらの  
個別の教育支援計画につきましては、保護者と共同してつくっていくものでございませ  
んで、そういった意味で保護者との調整ということではなかなか作成率がもう少し、保護者  
との関係はできつつあるのですが、作成までに時間がかかるというところで、80%でとど  
まっているということでございます。

それから、もう一つでございます。これ支援シートが伝わっていないというふうに、い  
わゆる幼保と小との連携が十分ではないのではないかとということをお感じになられたとい  
う、ある意味、非常に残念というか、そういう実態があるのかなという。ただ、こちらか  
らは情報を的確に読み取りまして、それを学校で活用していただくようにということで、  
これはこちらも指導しておりますし、また作成に当たっては非常にその就学支援にかかわ  
る先生方は一生懸命つくっていて、かかわった先のそこには先生方もご存じですから、そ  
ういったところでは活用していったり読んだりするのですが、ただ、多くのお子さんいま  
すので、その中で十分情報がその場で反応できず、もう一度、保護者からお伺いするなど  
ということになったかもしれませんので、その辺があったとするならば、そういった事前  
の情報は十分に酌み取っていく、二重に情報を聞き取ったりしなくても済むような形にし  
ていきたいと思っております。これを無駄にしているようなことはないと考えております。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

はい。

教育長（私市 豊君）

統括、私のほうから、指導担当課長、今の関連で、この個別の学校生活支援シート、8  
0%台というのは時間のずれがあつて、時間が経過すれば100%に近くなると捉えてい  
いのですか。

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

時間を、例えば保護者ときちつと打ち合わせ、許可、供託を受けたり、それから作成に  
当たってのことができれば、これはどんどん増えていくと思うのですが、なかなかご承諾  
を得られなかったりということもございますので、その辺のところは100%になり得る  
かという、なかなか厳しい状況にあるかなと考えております。

教育長（私市 豊君）

わかりました。ありがとうございます。

ほかに。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

何点かお聞きしたいのですが、56ページの60番の課題の中で、各館が適正な資料  
を所蔵するよう、選書の基準や選書会議の位置づけを明文化した要領を策定する必要と  
いうのがあるんですけども、これに関係するかどうかは、ちょっとわからないのですけれ

ども、例えば先日ある方、どっちかというところと学者さんのほうなのですけれども、専門書を少し読みたいと思って五日市図書館で検索をしたのです。あきる野市内の全部で検索したら、その人の作品は蔵書が全部で8冊ぐらいありまして、残念ながら五日市図書館ではそのうちの1冊か2冊しかなくて、あとの6冊を読もうと思えば、申し込めば送ってもらえるのですけれども、その辺の例えば一番多かったのがやっぱり中央図書館に収蔵されている本が多くて、それはどういうふうな形でその配分を、例えば同じ作家のものだとか、あるいは専門書があるとしたら、どのような形で配分しているのかというのを1つお聞きしたいです。

それから、66ページにアートスタジオというのがありますけれども、この辺は大変良い事業だとは思っているのですけれども、なかなか市民まで届きにくいところがあるかとは思っています。活動拠点もあきる野市の西の奥のほうに所在していますし、それを披露する機会もなかなか難しいかなと、五日市小学校あたりでワークショップを行っているような形をとっておりますけれども、その辺、例えば家庭の日の審査で児童が絵を描いて、この前五日市会館のほうで展示をされて、表彰も行われましたけれども、そういう機会の絵とか、あるいは、例えばマールボロウへ行った報告などのいろいろな事業がありますよね、文化的な。それが単独の事業としては行われて、報告はされるのだけれども、市民がそれだけを見に行くというのはなかなか難しいわけで、そうするとそれを周知させるためには、やはりある程度機会を増やすようなことを考えざるを得ないと思うのです。

そうしましたら、そういった表彰式を五日市会館のみでやるだけではなくて、その作品を本庁舎の市民用のロビーで展示するとか、あるいは、図書館の中に展示するとか、例えば五日市のアートスタジオの作品を巡回させるような形で図書館、あるいはそういう公共機関をめぐるしてもいいのではないかなと思うのですよね、その辺をもう少し、ちょっと力入れてというのですか、それぞれの事業がありますけど、連携させてやっていただければ、もう少し市民が目につく機会も多いのではないかな。そうすると、それに対する認識が生まれますから、マールボロウに対するこういう事業、そういう事業やっているのだよというのわかれば市民の理解を得やすいわけで、そういう点でいかがかなと、少しお伺いしたいところであります。

それから、69ページ、大変細かい話になって申しわけないのですけれども、69ページの83番の文化財保護の推進のところ、軍道紙の製造技術を円滑に伝承できるよう指導、助言を行ったとあるのですけれども、これはどういう内容なのですか。指導、助言というのは、あそこは事業を行っていく上で、なかなか難しいところが多分あるのではないかと思うのです。伝承できるとなると、ある程度人伝えに伝えていかなきゃいけないわけで、そういう機会を実際につくっているのか、あるいはそれはリーフレットのような形で伝えようとしているのか、その辺をお聞きしたいです。

それから、最後の1つです。79ページの98番の家庭教育学級等の講座の開催なのですが、あんま釣りというのが取り組み状況の中で行っていて、昔からある漁法で子供もできるような漁法なので、大変いい機会だと思うのです。自然環境とか、そういう文化を理解する上でも、大変地元にといいのですか、地域に根差したものですから良いと思うのです。そういう機会をもう少し増やしていただけないかということではできないのかという、単独

で1回だけやるのではなくて、例えば人数が多いことを考えると2回とかということができるのかという思いがあります。

小宮の森林レンジャーでも、やはりそういう機会をもう少し子供の身近にあるといいかと、確かに子供たちの周りは自然だらけですが、実際、子どもたちがその自然をどう理解しているかといったら、虫の名前もわからないし、カブトムシがこうやって育つんだよというのもなかなか理解している子は、そんなにはいないわけで、そうすると本当に都会の子と一緒にではないかという話になると思います。やはり、その辺は小さいころから親しんだものというのは末長く続け、それは長い目で見れば、地理学とか、あるいは理科の分野に進むという要素にもなるのかなと思って、いろんな人材を輩出する意味では、そういう小さいころの遊びみたいな教育というのですか、そういう催しがもう少しあるといいかなって思っていますので、その辺はいかがなものでしょうか。全部で4点ほどお願いします。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（山根 悟君）

ただいまご質問いただきました60番になります図書館資料の整備のところのことから順次ご説明いたします。

図書館での資料の選定につきましては、どのような本を選ぶかというところですが、これは選定基準というものを設けておまして、それに沿って選書をしております。これは一般図書、それから児童書、参考図書、地域資料、それから特別コレクションなど幾つか項目に分けて、それぞれ細かく規定しております。一般的にやはりいろいろな市民一般の方にお使いいただく図書館でございますので、専門的な内容のものにつきましては大学の一般教養程度ということで、基礎的な図書を収集するというようなことで進めております。ですので、多少中身が専門的な、ちょっと難しい内容のものになりますと、手にとってすぐに読むということはなかなか難しいのかなというところがございます。確かに、いろいろな市民の方が利用する図書館でございますので、中には本当にその分野について深く知りたいということで、熱心に探究していらっしゃる方もいます。そういった方に対しては、やはり国会図書館から借りたり、都立の図書館から借りたりと八方手を尽くして提供するというようなことがございます。

その買った本をどこの図書館に置くかというところがございますが、置く場所のスペースの問題、それから年間の利用者数なども勘案しながら決めております。それから、例えば内容が五日市の地域が紹介されているもの、それから五日市の地域にお住まいの方が書かれた本、そういったようなものは率先して五日市図書館に、それから東部地域、二宮とか、そちらのほうにお住まいの方が書いた本については東部図書館に、そういうような形で、なるべく地域の特色を生かした配置というものも考慮しているつもりでございます。

図書館は以上でございます。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（松島 満君）

アートスタジオ五日市の活用推進のところからお答えをさせていただきます。

アートスタジオの五日市の作品につきましては、今先ほどありましたように、五日市の児童館でのワークショップですとか、アートスタジオ五日市におけるスタジオ版画展等々の活動を行っております。また、昨年から戸倉のしろやまテラスが整備された関係で、あちらにも過去の作品を展示しまして、3カ月ほどで入れかえをしながら展示をさせていただいております。また、現在、ちょうど中央図書館のエントランスホールで、昨年度の招聘者の作品を展示させていただいております。また、これにつきましては今年度から中央公民館で展示の機会をふやしまして、多くの方に知っていただく予定です。戸倉の地域での活動なのですが、こちらの東のほうへ発表の場といいますか、展示の場を拡大しまして、ご案内をするという取り組みをさせていただいております。

続きまして、文化財の保護の推進の関係で、軍道紙の保存会に対する指導、助言というお話です。こちらについては、軍道紙の製造技術ということで、東京都の無形文化財に指定をされております。平成2年に指定されて以来、その前からふるさと工房でずっと伝承活動を行ってきております。過去には、原料となりますコウゾを補助金で購入、後継者育成のための研修の費用、そういったものも東京都の補助金を使いながら対応させていただきました。そんな形で、東京都の指定の文化財になっておりますので、東京都と連携をしながら、そういった方策等につきましてご指導させていただいておりますという状況がございます。

それから、最後に公民館における家庭教育学級の講座の開催の関係でございます。こちらにつきましては自然体験ということではなくて、親子で一緒にいろいろな活動をするという中で、絆を結ぶということですか、会話の対象、そういったもののきっかけづくりをする事業です。あんま釣りの関係ですね。それから、今年度はあんま釣りや蛍の観察というようなことで、本数は大変少ないのですが、そういう自然を使いながらの親子の共通の体験の場というのをつくらせていただいております。自然体験の関係では、ちょっと別に自然のほうで遊ぶ事業というのは、また別にごございますので、自然の中に入ってということであれば、ちょっと違う事業のほうで対応ができるのかなと思っております。今後も、特に家庭教育講座につきましては東京都の補助をもらいながら、連続するような講座を開催しまして、親子の触れ合いの場、それから家庭教育の基盤形成というような形の事業を展開していくと、そういった事業をこの中で実施させていただいております。

以上です。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

つながりですけど、その軍道紙のほうで補助金を使って、その原料とか伝承者の育成と  
いうのを行ったという話なのですかけれども、実際に伝承者っていらっしゃるんですか。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（松島 満君）

現在、保存会の組織がございませう。ちよつと詳しい人数わからないのですけれども、三十数名今保存会の中に会員の方がいらっしゃるかと思ひます。実際に現場ですいている方もいらっしゃいますし、それから過去の養成事業で実際にすけるようになった方、またあそこで非常勤のような形で雇用されながら、その技術を学ばれている方、そういう方がいらっしゃいます。ちよつと人の入れかわりがあったりしますので、ずっと続けてという形にはなっておりませんが、当初、平成2年の指定の段階では、もう亡くなられてしまいましたけれども、高野源吾さんという方が個人で、1人の伝承者ということで指定を受けておりました。それを平成17年の2月の段階で保存会の指定にしました。当初あちらで雇用されている方を中心とした保存会として発足したのですが、今はその保存会が独立しまして、実際にあそこの業務の委託を受けながら事業を進められているという形でございます。ですので、その事業の中で体験していただく、実際に紙をすく、学校の卒業証書などにもなっておりますので、そういった紙すきの事業もされているということでございませう。

委員（宮田正彦君）

保存会は東京都の指定になっているということですか。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（松島 満君）

これは、東京都の指定の無形文化財になりますので、軍道紙の製造技術が指定になっております。その保持団体として、保持者として保存会という団体が認定を受けております。そういう形になります。

委員（宮田正彦君）

わかりました。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

ほかによろしいですか。

委員（丹治 充君）

1点よろしいですか。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

62ページの基本施策16、スポーツの推進のところでは1点教えてください。生涯スポーツの推進ということで、これは市民の心身の健康の保持増進というような観点から、市民みんなが元気になれば、今、課題になっている医療費の減少にもつながっていくだろうと思うわけですが、本市の高齢化が進む中で、各年代のいわゆるスポーツに親しむ割合、これは市の体育協会の皆様だとか、あるいは総合型地域スポーツクラブですか、あるいは健康づくり市民推進委員等々の関係団体のご尽力によって取り組みが行われておりますけれども、週1回以上のスポーツ実施率70%を目指すということで取り組んでいただいているわけでありませうけれども、特に60歳以上の市民の方で、どのぐらい週1回の実施率になっているのか、分かるようであればお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（吉岡 賢君）

それでは、丹治委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、スポーツ実施率でございます。週1回以上のスポーツ実施率70%、これが本市におけるスポーツ推進の目標ということでございまして、こちらの計画については平成25年から32年までの8年の計画でございます。なお、こちらについては平成25年、これはスポーツに特化した調査ではないのですけれども、あきる野市生涯学習に関する市民アンケート調査を実施しました。その際にスポーツに関する部分を抜き取って集計をしたところによりますと、これ平成25年度の調査時点になりますけれども、60代の方が54.5%の実施率でございました。スポーツ推進計画ではスポーツは競技性の高い、いわゆるそういった競技だけではなくて、ウォーキングだったりとか体操だったりとか、こういった簡易的なものまでも全て広げてスポーツというような位置づけをしております。そのときのスポーツ実施率としては60代の方が一番高くて54.5%ございました。2位が50代の方で44.4%、3位が70代の方で39.9%でございますので、そのときの調査でいくと60、50、70代の方がスポーツ実施率のほうは非常に高かったということでございます。

その反面、運動不足を感じているという、逆に運動ができていないという形の年代になりますと、やはり1位で20代の方が54.5%、また2位が30代、3位で40代というような形になっていきますので、当時のアンケートの調査の中では、高齢者の方が比較的運動を実施している率が高かったというような状況がございます。なお、25年から始まり、今年は29年でございますので、実態についての細かい詳細については、現在、把握できていないのですけれども、現在の推進計画は、今年度がちょうど中期ということでございますので、アンケート調査を実施して把握するというのを今年度に計画をしております。できれば秋口あたりに実施をさせていただいて、現在の進捗状況を把握していきたいと、このように考えておりますので、現時点ではちょっと25年以降、60代でどのくらいまで行っているのかというのは数字は把握できていないのですけれども、今年度中には、その辺の数字をまとめていって、今後、32年まで最終の目標の70%に向けて推進計画等、必要であれば見直しを行っていきたいと、このように考えています。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（丹治 充君）

ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

ほかによろしいですか。

田野倉委員。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

それでは、先ほど宮田委員からもあったのですが、基本施策17の文化の振興の中の、アートスタジオ五日市、やはり、市民にはなかなか認知されていないというのがすごくも

ったいたないと思います。先ほど学童クラブでワークショップをやったり、版画展でパーティーをやったりというのはお聞きしていますが、何か一般の市民と触れ合う機会や、あきる野市を知ってもらうための交流など、そういったことを何かされていらっしゃるのでしょうか。2年程前に直接芸術家の方とお話をしたときに、余り市民の方と触れる機会がないようなお話をお聞きしたものですから、せつかくの事業がもったいたないと思います。あきる野市の小・中学生が、外国人の方や文化に触れる機会がなかなかないのであれば、このような事業を何かもっと活用できることはないのかなと思います。そういった機会が実際今あるのかどうか、またそういった機会を、今後、何かつくろうというような考えがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（松島 満君）

そうですね、戸倉小学校があった時代には、かなり学校のほうとの連携というようなこともできていたようですが、閉校してからは、もちろん五日市小学校のほうへはご挨拶にもいらしていただきますし、取り組みはするのですが、やはり機会が、場所も少し離れてしまいましたので、そういう意味では確かに少なくなっているという現状があるかと思えます。もちろん地域の方も、あそこの管理運営のスタッフになっていただきながら、地域の方との連携、交流という場を設けているのですが、確かに昔よりは希薄になってきている部分があるのだろうなと感じております。

先ほど、今回、展示の関係ですとか事業拡大を図っていきます。これは議会のほうでも、この活用についてというお話をいただいておりますので、今後、機会を捉えて、いろいろなところで発表の場ないし、その交流の場というのが組めたらいいなと思っています。まだ、今の段階では具体的な動きにはなっていないのですが、この9月1日から招聘者は11月末まで入りますので、その準備を進めているところですので、動きの中でいろんな取り組みを進めさせていただければと思っています。

教育長（私市 豊君）

よろしいでしょうか。

田野倉委員。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

文化振興の中でもう一つ、秋川キララホールのところなんですが、67ページの81、秋川キララホールの利用促進ということで、アウトリーチの事業として多摩川幼稚園や秋川文化幼稚園での演奏会等を実施し、利用者に対してきめ細やかな対応をすることができたところなのですが、これは秋川キララホールの演奏者などが幼稚園に行って演奏したということなのでしょう。例えば、そのようなものを作ってほしいという要望があれば、小学校とか中学校とかでもできるものなのですか。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（松島 満君）

キララホールのほうで推進しています育成事業の中で、演奏者の方に実際に幼稚園、保

育園へ行っていただいて、その事業を展開しているという内容です。ちょっとそのほかの部分についてはすみません。どちら側からのアプローチかというところはあるのですが、キララホール側からそういうスタッフ、それから演奏者の用意をしまして行かせてもらうという事業にはなっております。ですので、依頼ですとか、そういった調整をしながら対応している形かなと思っているのですが、すみません。今年度も特にこういった外に出ていく、五日市のまほろばホールもそうですし、場所を変えて事業を展開するということで、指定管理者のほうで積極的に活動を進めておりますので、これらにつきましてはいろいろなところで募集と言っているのかどうかはわかりませんが、対応させていただければと思います。

教育長（私市 豊君）

田野倉委員。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

車がない高齢者などなかなかキララホールまで足を運べない方もいらっしゃいます。例えば健康づくり推進委員が中心となり、自治会館などでいきいき事業などをやっているのですが、そういった場にキララホールの方から演奏者を派遣していただくことが可能であれば、非常にうれしいと思います。もちろん金銭的な面のこともあるのでしょうけれども、そういったことが可能であれば、もう少し幅広く市民に知らしめると、地域的には需要は多いかなと思うので質問させていただきました。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（松島 満君）

キララホールの自主的な事業という形で、いろんなそういう展開を進めております。特に指定管理者ということで、新たな展開をいろいろ模索して住民サービスにも取り組んでおりますので、その中でさらにそういういろんな機会を捉えて、いろんな場所に出ていくように、うちのほうも指導等していきます。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

ほかによろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

私のほうから1つ意見として、お話したいと思います。

有識者2人から同じような表現がありました。まず、三浦委員さんのほうからは最後のまとめのところで、マンネリ化しているものや現状にそぐわないものは淘汰していただきたい。中村委員からは、事業を思いきってやめ、新たな行政需要に柔軟に対応できるようにすることも検討する必要があると考えます。とありました。

要するに、今後の事業を展開する中で必要なものと必要じゃないもの、新しいもの、そういうものがあるだろうということで、お二方から同じようなご意見が出ておりますので、ぜひ事務局としてはその辺も考慮して今後の事業展開を進めていっていただきたいと思

ます。

私からは以上です。

それでは、もう意見のほうが出尽くしたようでございます。これで質疑を終了いたします。

議案第16号平成29年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成28年度分）報告書については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

議案第16号平成29年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成28年度分）報告書については、原案のとおり承認されました。

それでは、ここで5分ほど休憩をいたします。

休憩 午後3時32分

再開 午後3時40分

教育長（私市 豊君）

それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

先ほどのキララホールの事業について、生涯学習推進課長より発言があります。

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（松島 満君）

先ほどのキララホールのアウトリーチの事業について、一部訂正をさせていただきます。

指定管理者キララホールが、外へ出て行って事業を展開する場所、そういう機会を探しております。それで、今回幼稚園等々記載ございましたけど、それぞれのところでアプローチをして、条件がかなったところで行かせていただいているというところでございます。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

いいですか。

教育長（私市 豊君）

はい。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

私は拝見していないのですが、例えばキララホールのホームページ上ですとか、何かパンフレットなりチラシなりがあって、こういった活動をしていますので、興味のある方はお知らせくださいというような形で行っているのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（松島 満君）

そこまで組織化されてアプローチしているということではなく、自主事業で展開してまして、そういうことができないかという模索をする中で、お声がけをさせていただいているというのが現状です。先ほどお話ししましたように、事業も指定管理者ではさらに拡大したいということで取り組んでおりますので、そういった資料を用意して、また、ホー

ムページ上に掲載しながらご案内をしていくというような展開ができれば、さらに進んでいけると思います。こちらについては、今後、打ち合わせや指導をしていきます。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

はい、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

それでは、次の議事に入ります。

日程第2 議案第17号平成30年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択についてを上程します。

説明を指導担当部長をお願いいたします。

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

議案第17号平成30年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択についてご説明いたします。

教科用図書の採択につきましては、小学校の「特別の教科 道徳」の採択と同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条第6号により教育委員会は当該地方公共団体が処理する教育に関する事務として、次に掲げるものを管理し、執行することとなっています。また、教科書その他の教材の取り扱いに関することと示された教育委員会の職務権限に関する規定と義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づいて、小中学校で使用する教科用図書の採択について、教育委員会の責任を明確にしております。

平成30年度に使用する小学校及び中学校における教科用図書については、平成29年度は平成28年度に採択したものと同一のものを採択することになっています。そうした中で、特別支援学級で使用する教科書につきましては、学校教育法附則第9条、また学校教育法施行規則第139条、これどちらも特別の教育課程による特別支援学級における教科用図書更新をする場合、これは文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当ではないという場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができるという規定がございます。この規定により、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科書を使用できることになっております。これらは一般図書というような呼び方をしております。

本日の資料、議案のページ1枚めくっていただきまして、2枚目の内容であります。資料をごらんください。小学校における平成30年度特別支援学級使用教科書の一般図書といたしまして、1番の国語から2枚めくっていただいて76番の図工まで、そしてさらに1枚めくっていただきまして、中学校における平成30年度特別支援学級使用教科といたしまして、1番の国語から10番の英語までを提出いたします。各学校では、児童生徒の障害の種類や程度、能力や特性等の実態を踏まえて、平成30年度に使用する教科用図書の調査研究を行い、特別支援学級使用教科用図書選定資料を作成しました。本日用意しましたリストは、各学校から提出された選定資料を指導室にて整理したものでございます。

本日は、平成30年度に小学校及び中学校の特別支援学級において使用する一般図書について選定するためにご審議をお願いいたします。

続けて、指導担当課長から選定資料審議会の報告書について説明いたします。

指導担当課長（間嶋 健）

お手元に配付させていただいたA4の横のバージョンでございますが、特別支援学級使用教科用図書選定資料ということで、様式1、こちらは今年度より各学校よりご提出いただいたものでございます。各校長の公印が押されているものになっております。各学校がお子様一人一人に適した教科書であるということの、活用する効果的な点という点について特に記載をいただいたものでございます。各お子さんによって異なる障害に準じたものであるということで、そこで校長が長になって各学級の先生が選んでいるものでございますので、これを参考に審議していただければと考えております。よろしく願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

何かご質問がありますでしょうか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

選定資料をお配りいただきましたけれども、例えば1年生国語、これは東秋留小学校だと思いますが、国語の上ですね、かざぐるま、これは検定本と書いてありますね。この検定本については、通常学級でも使っている教科書ですね。それが1点目。

それから、もう一点は、従来107条本というような呼び方していて、今回これは附則の9条本になるのですが、この場合の各教科のまず費用ですけれども、この費用については、検定本については今までも教科書の無償配布ですね。この9条本についての費用は、これ本人負担になるのでしょうか。教育委員会の予算でしょうか。

以上2点お願いいたします。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

いただきました最初の質問についてとなります。正式に検定本でございます。それから、こちらの費用でございますが、こちらは無償配布ということになります。

委員（丹治 充君）

検定本以外も無償配布でいいですね。

指導担当課長（間嶋 健）

はい、無償配布です。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますか。

田野倉委員。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

この選定資料をせっかくつくっていただいていたのですが、選定資料ですと種目、書名、著者という形になっています。こちらの議案の資料ですと、種目、発行者、図書名になっていて、どの図書が、どの選定資料に対応するのかが私にとっては少しわかりづらかった

ので、項目をそろえていただいたほうがわかりやすいかなと思いました。またどういったことが効果的かという形で、先生方がそれぞれ記入してくださってはいますが、やはり実際にその図書を目にする機会があれば、そのほうがもっとわかりやすいかなと思うので、どこかで見える機会というのを設けていただくようなことはできますか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

全ての教科書というか、今回選ばれている9条本があるわけではございませんが、今図書館等をお願いをいたしまして、図書館にある本ですね、こちらと一緒に教科書を展示しておりますそこに、しばらくの間、期間を設けて閲覧できないかということで、お願いをしているところでございます。ただ、全部があるわけではございません。あとは、こちらは教科書センターというのは、本市以外にも東京都にありまして、水道橋にあるところにあります。今回につきましては、我々としても係員が相談、教職員研修センターのほうでそのものを確認しに行ったりもしております。ですから、ただできるだけ委員の方々にもごらんいただけるような対応とか、それからこういったものが特別支援学級で使われていますよというのが一般の方にも見られるような配慮はしていきたいと、今後考えております。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

はい。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますか。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

質問ではないのですけれども、感想になってしまうのですけれども、ただ、こちらの番号が振ってある資料だけですと、まるっきり内容がわからないのですけれども、この資料を見れば、おおよそ内容的にわかるし、また先生がどういう視点でもってそれを選んでいくかが若干でもわかるので、大変、良いことだと思います。1ページ目のこの選定資料様式1でも、教科書に直接書き込んで学習することができる点というのがあって、これは通常級でやっている生徒も、そういう教科書があったりするわけですけれども、その担当の特別支援の先生がそういう点を良いということで書かれていますので、やはり生徒に合った教科書を選んでいるのだなと理解したいと思います。

また、図工でも子どもが喜びそうな「ミッケ」という、クイズじゃなくて、絵の中にあるような形のビーズとか、いろんなものがあって、それを同じものを探せというような本なのですけれども、それは、おそらく子どもの中で脳がフル回転するような本なので、図工として取り上げられていますけれども、そういう意味でもいろんな情緒的にも良いものがその本にはあると思いますので、良い選定かなと思っています。そういう点で、いろいろな本が載っていますけれども、それぞれの先生が苦心して、その子のために選んでいるという

のがよくわかって、大変良いかなと思っています。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ほかにありませんか。

よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第2 議案第17号平成30年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第2 議案第17号平成30年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 報告事項1、あきる野市社会教育委員の会議の運営等に関する要領について、報告者は説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（松島 満君）

あきる野市社会教育委員の会議の運営等に関する要領でございます。

あきる野市の情報公開条例に示されておりますように、市政運営の公開性の向上、市民に説明する責務の全う、市民による市政の監視・参加の充実等の趣旨に基づきまして、社会教育委員の会議を公開するに当たりまして、その必要となる規定等を整備させていただいたものでございます。

内容になります。第2条に会議の公開についてを規定させていただきました。基本公開としまして、個人の秘密を保つために必要であると認めるとき、また会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要であると認めるときは、非公開とすることができる規定でございます。

第3条に議事録です。教育委員会の会議の運営に関する規則に基づきまして、列挙させていただきます。

また、第4条に傍聴の規定を設けさせていただきました。この中、第3項に傍聴の手続、遵守事項等の詳細については、あきる野市教育委員会傍聴規則第3条から第11条までを準用するものとするという規定を入れさせていただきました。教育委員会の傍聴規則に準じた社会教育委員の会議の運営の、特に傍聴の規定を整備させていただいたということでございます。

以上です。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

ご質問がありましたら、お願いいたします。特によろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、教育長及び教育委員の報告であります。

それでは、私から報告をさせていただきます。私からは、大島の子ども体験塾、9日から13日まで5日間行きました。19日に閉校式が行われました。これは羽村市との共同事業ということで、小中学生が70人、大島に行って、火山活動の体験だとか海でのダイビングの体験だとかといった事業でございます。ことしは、天候がちょっと不順で余りよくなかったということで、そういう中でも本当にリーダーの工夫、また子供たちもそれに順応して、大きな成果を残して帰ってきたなというのが閉校式のときの子供たちの表情でよくわかりました。本当にこれからもぜひ続けていって、成果を残していただければなと思いました。

それから、21日の初任者の宿泊研修開講式、23日が閉校式でございます。これは西多摩の3市1郡、それと島嶼の初任者の2泊3日の宿泊研修でありました。ことしはあきる野市が幹事市ということで、特に指導主事については一緒に泊まり込んで指導するというので、非常に大変な事業でございましたけども、閉校式のときに参加者77人から一人一人の研修の体験とこれからの決意というようなものを伺いました。本当に聞いていて好印象、やる気があるなという印象を持ちました。これから良き教員になることを信じております。

私からは以上でございます。

ほかの委員さん、お願いいたします。

田野倉委員。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

見ていただいてわかるように、8月は余り活動ができていなくて本当に申しわけありません。

その中で、8月24日、あきる野市の小中学校教育研究会、教育委員会との共催で授業力、実践力向上研修会に出席させていただきました。毎年さまざまな講師の方が来て、授業力をどうやったらつけられるかというお話をしてくださるのですが、今年は文部科学省の初等中等教育局の視学官でいらっしゃる澤井陽介先生にお越しいただきました。前半は平成32年度より始まる新学習指導要領についての概要の説明、後半はどうやったら授業改善につながられるか、子供が見方や考え方を働かせるための授業をどのようにして先生が作っていくかというような内容で、発問の仕方など具体例を交えながらのお話で、わかりやすく、先生方には非常にためになるような講演であったかと思っております。鈴木部長もお話されていましたが、明日からでもすぐに授業に取り入れられるような内容のお話だったので、ぜひ先生方がそれを実際の授業の中で実践していただけることを願っています。

以上です。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

私も、印象に残ったのは、田野倉委員がお話しになったように、市の教育研究会が印象に残りました。非常に明快なお話で、各学校現場のほうでも本当に活用しやすいような、そういう内容のお話でしたということで、私もそんな印象を持ちました。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございます。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

2点ほど、ちょっとマールボロウのことで、行く前に秋多中の校長先生が海外へ行かれた子、何人いますかということで手挙げられたときに、半分ぐらい、5人ぐらいだったですか、手挙げられて、そういう時代なのだなと、私は外国へ行ったことないものですから、一般家庭は行っているのかな、あるいはどうなのかなというふうに疑問を持っていて、「ええっ」という驚きと、行っているのだなと思いました。財政的にも、いろんなお金がかかることですので、また訪問者にも負担がある程度生じますので、なるべく多くの方に行っていただければ、新しい芽が出るのではないかな。良い事業だなと思っています。

それから、もう一つは先程2人の委員もおっしゃいましたが、授業の実践向上研修会で、ある先生が話されたこと、自分の身に置きかえてみると、学校で研究レポートというのが小学5年生で2つも出まして、2つ出たらえらいことだなと思って、案の定最後の最後まで粘ってやっと終えたのですけれども、どうしても嫌だというのです。せっつき方というのですか、子供にやらせようとするのですけれども、理科の部分を見ると、やはり自然環境とか、あるいは理科の観察の仕方とか、そういうことを考えると、家庭でもああいっただ視点で見ないと、結局その子供にとって本当に宿題に終わってしまって、自分の学びにはならないのだなと、つくづく反省しました。だから、そういう意味でも、そういう視点というのですか、世の家庭というのは多分そういう視点で見ることはなかなか難しいと思って、自分の子供ですので、ぜひその辺でも学校からこういう視点でレポートとか、そういうのをやってくださいよというのと、何か違うような気がいたします。ぜひよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

よろしいですね。

《なし》

教育長（私市 豊君）

これで教育長及び教育委員の報告は終了いたします。

最後に、事務局から今後の日程等についてご案内をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長（宮田健一郎君）

それでは、今後の日程等につきましてご案内をさせていただきます。

9月16日土曜日ですが、西中学校で体育大会が開催されます。

翌週9月23日の土曜日になります。秋多中学校、東中学校、御堂中学校で体育大会が

開催をされます。

最後に、9月の定例会でございますが、9月28日木曜午後2時から505会議室で開催いたします。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

それでは、以上をもちましてあきる野市教育委員会8月の定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後4時04分